

# 「中小企業憲章」制定運動推進のために

赤石 義博

(中小企業家同友会全国協議会)

## 1 「中小企業憲章」<sup>1)</sup>とは何か

### (1) 「中小企業憲章」その意味と目的

#### ① 「三つの今日的課題」の実現をめざして

人類の基本的な願望は、全ての人間にとって「生きる、くらしを守る、人間らしく生きる」を実現し維持し、そして、「人類永遠の存続と繁栄」をより確かにしたいという事にある。

人類永遠の存続と繁栄を確かにする為には、地球環境保全は絶対前提条件であり、有限資源節約型経済の実現は重要要因であるから、地球環境保全と有限資源節約型経済を実現し、万人の「生きる、くらしを守る、人間らしく生きる」をより確かにし、より高めていく事は人類にとっての「三つの今日的課題」といわねばならない。

しかし現在、新自由主義と呼ばれ市場原理を至上とするアメリカ多国籍大企業と、競合しながらもそれに同調する他の先進国多国籍企業の及ぼす影響によって、この「三つの今日的課題」は寧ろ急速に悪化の方向を辿っている。特に地球環境保全の問題は、これ以上の悪化は人類全体にとっての自殺行為に等しく、少なくとも悪化の阻止は喫緊の課題となっている。

それでは、いかにして「三つの今日的課題」を前進させるのか。

多国籍企業は多国籍であるがゆえに原籍一国の政治システムの統御には従わない。国家の論理より企業の競争論理を優先するに至っている。まして現実には、様々な実例が示しているよう

に、主要な先進国では寧ろ企業の論理によって原籍国の政治に強い影響を与えており、政・財・官が揃って市場原理主義を奉じ「国際競争力」重点の政策を維持している限り、より効果的な「三つの今日的課題」の前進は望むべくもない。例えば、大統領が「石油のプッシュ」ともいわれているアメリカは、全世界の二酸化炭素排出量の25%も占め現状では一国の排出量としては図抜けた量に関わらず、京都議定書批准国に加わろうともしないし、我が国でもその良し悪し効果は別として、議論の当初から環境税制定に対して国際競争力に負担という反対理由がまかり通っている事などがそれらの図式を如実に物語っている。

「三つの今日的課題」を有効に前進させるためには、最終的に政治そのものを全人類の公正な立場に立たせ、「三つの今日的課題」実現に向かわせなければならない。それには基本的に反「三つの今日的課題」の立場にある多国籍大企業群を政治から切り離す必要があるが、彼らに自律的に政治から離れる事を期待できない以上、それをなし得るのはもう一方の経済の柱を担っている中小企業・自営業の力でしかない。周知の通り、中小企業・自営業は国民の80%に及ぶくらしを担っている。その圧倒的国民と一体となって協力し、本来純粋に人間としての立場に立てば全ての人間に共通の利益である「三つの今日的課題」実現優先に、政治の姿勢を切り換えさせる以外にない。

中小企業・自営業は潜在的にその力を持っているし、同時に「三つの今日的課題」実現が自企

業の存立を確かにする道であるという本来的・本質的な性向も潜在的に有している。難しい表現をすれば、この潜在性並びに潜在力を顕現化させるための柱が「中小企業憲章」である。

言い換えれば、人類が数百万年にわたって求め続けてきた「生きる、暮らしを守る、人間らしく生きる」を、今一度「地域の人々の手による地域づくり」によってより確かなものとし、地域に根差したくらしであるからこそ真剣な課題となる自然環境保全にも取り組み、その様に自然とくらしを連帯して守る事の大切さを文化にまで高めて行こうというのが「中小企業憲章」の意味であり目的である。

## ②主体的担い手についての再考察

人類の基本的願望が示しているように、人間は先ず「生き」そして「くらしを守って」いかねばならない。それを確かにする為には、自営か被雇用かは別として、いずれにしても仕事を持ち働かねばならない。歴史的に見ても現実にも、雇用により圧倒的多数者のくらしを担ってきたのは地域であり、そこを基盤とする中小企業と自営業である。しかも、もう一方の雇用吸収先であった大企業では、今後一層IT技術の高度利用が進み、一般雇用の縮少が続くと考えられる。それは同時に中小企業・自営業による新たな雇用を必要とする事を意味している。

一方、仕事づくりという観点から需要の姿を見ておこう。最終需要の過半は、多様な小単位需要であり、機敏で小回りの効く対応を求めるニーズや少額対価に関わらず高い専門技術とか密度の高いサービスを求められる事など、そして直接的にはコストに換算できない独創性や長い熟練が必要な伝統工芸品や民芸品、国宝や重要文化財にもなっている社寺等の修復、現場や先端部分に密着しているからこそ生み出せる新工法・新部品・新機能の創出などがある。また、個人農家や小農事法人の人達が中心であるが、手のかかる無農薬・有機栽培で野菜類の本来の味を求めながら、安全と健康な食生活に寄与しようと努力しているのも、それは一面その人達

自身の信念であると同時にニーズの変化に対応しようとするものでもある。鶏肉や鶏卵にしても、ケージ飼育は密飼いによる効率化が目的であるが、密飼いであるが故におこり易い病気の発生を防ぐために抗生物質を常用している事が多い。また産卵率の低下したケージの鶏だけを入れ替えるために、鶏舎全体をケージぐるみ消毒しないため他の病気の発生の遠因となる。鶏インフルエンザ発生もこの辺を疑う人もいる。健康な鶏からのみ安全な卵が産まれると、戸外で自然な状態で飼育されている鶏の卵だけを積極的に販売しているスーパーもある。ここまで徹底できるのは安全な食品の提供という確固たる理念を持つ経営者であるからで、この経営者は他の販売商品についても同様な視点を貫いており唯売れさえすればよいという姿勢は全くない。寧ろ苦労しながらも、科学的裏付けを持って消費者を啓蒙していく事が消費者への責務としている姿勢を感じる。当然大手スーパー等に見られる客寄せのために卵を目玉商品とする安売りなどはしない。このスーパー経営者の立場で言えば、これまた信念を持って自然飼育を貫き協力してくれる生産者と安全な健康食品づくりを徹底的に追い求めたれっきとした重要商品であるからであり、本来そうあるべきだというニーズが増え始めているのである。大量作付けされ、大量輸送と大量加工、大量販売するものに添加物は付き物である。微量の残留で当面健康に心配はないという説明には、それが残存累積した場合の危険について触れられていない。しかし、DDTの例などから消費者の判断は変化してきたのである。大量の防かび剤で封入されて輸入され、尚且つ遺伝子組換え品そのものやその混入のおそれもある海外産大豆を使用した納豆や豆腐が敬遠され始めたのもその流れの一つである。

このように効率だけの追求ではなく、伝統の維持発展や場合によっては対価に見合わない心の通ったサービス、効率より真に安全な食の提供を求めるニーズなどが目にみえて広がってき

ている。これらに対応できるのは、或いは現に対応しているのは中小企業・自営業である事を考えるならば、今後も圧倒的多数の人々の様々な意味での暮らしを担うのは中小企業・自営業である事は疑う余地がない。

したがって、国民の圧倒的多数を占める中小企業・自営業に働く人々が、労使一体となってそれぞれの暮らしを安定させるためにその職場の安定を確かにし、又、地域の活性化を地域固有の産業創出で実現できるなら、その全国的な集積が真の日本経済再生につながるものとなる。

この労使一体となって総力を挙げるという事は、単に暮らしを守るという経済的側面の前進を担うだけではない。中小企業・自営業に働く人々は経営者を含め、ある場合には相互にそれぞれの家族の故事来歴をも知悉する小さな地縁関係にある。従って、雇用という契約関係と同時に、故事来歴を知り合う人間同士とか、小・中・高校の先輩・後輩とか、少なくとも同じ地域で暮らしを立てている人間同士という人間的なふれあいを大切にしなければならない関係を持っている。この基本的な条件が、大企業のように単なる契約関係だけに立たせず、競争条件の強化のみを理由にする首切りを抑制し、企業も人も成り立たせ、共に生きる工夫をする事にもつながっている。

この事は、その発想の前提でも実践のプロセスにおいても、人間を人間として考える精神を育て、連帯感を強め、相互に人間として成長していくきっかけも生み出している。

本筋とは離れるが、この迫られる条件によって間断なく工夫せざるを得ないという事が新しい技術や技能、そして新製品や新しいサービスを生み出す結果にもなっていく。中小企業や自営業は資本力という意味ではひ弱な存在であり、後退は勿論、一時も停滞を許されない。従って、大企業なら単純に人減らしで対応するところでも、中小企業や自営業の場合余程の危機でなければ社員の首をきれないとすると、危機や変化に直面した時に限らず、みんなの生きる糧を維

持する為の働き場(企業)を失なわない為の工夫や新しい仕事づくりを間断なく考え、準備しなければならない条件を抱えている事になるからである。OECD(経済協力開発機構)のいう「小企業は大企業と別個の経済の源泉であり、社会進歩の源泉である」との評価<sup>2)</sup>は、洋の東西を問わず先進国における中小企業・自営業の名実共に生き続けるための自律的活動の実態とその成果を明らかにしたものといえる。

この間断なく持続を確かにするための仕事の工夫創造の必要性和実績は、他の国々や地域に敷衍できる素朴ではあるが基本的な中小企業・自営業のあり方ともいえる。

中小企業・自営業に期待されるのは、こうした暮らしを成り立たせる経済の側面だけではない。既に述べた事柄からも認識されるように、地球環境問題改善にとっても、最も地についた実践と世論形成に重要な役割が期待される。

その地域で生まれ、そこで育ち、その地域で働き暮らしを立てている人が圧倒的多数を占めているのも中小企業・自営業の特質である。そういう人達が自分の暮らしを取り巻く山や川、湖沼や海を愛するのは極々自然な事である。親しみ、そしてそこで魚介類が獲れるなら最も身近な、我が海、我が川、我が沼で獲れる自然の恵みと思い食卓に載せるのはこれまた自然な成り行きではなからうか。それにも関わらず、水俣病が発生し神通川で公害病が発生したのである。これらの社会的経験は人々のふるさとの自然を見る目を変化させている。見た目の景観を保つだけでなく、人に優しい、更に生態系に優しい本来の自然を保ちたいという願望である。海辺で働く漁師が、汽水線を守るうと川をさかのぼり植樹や山の手入れまでする先駆グループが誕生している。そうした目や姿勢は身近なところから地球全体としての問題、地球温暖化やオゾン層破壊の問題、有限資源問題、そして食糧問題に端を発する「大地」を永久に生かさねばならない問題などに関心や危機感を広げさせている。しかも、身近な問題からスタートしてい

るだけに切実で真剣な問題として捉えられている。つまり、理屈だけを知識として持っているのではなく、肌身に迫られた切実な問題として受け止めているのである。

さらに、多国籍企業の場合、消費者は不特定多数であり、仮にトラブルが発生してもその対応費用は予測値以内であるなどと平然として事業活動は続けられる。水俣病の場合などは、1953年に1号患者が発生したが政府が認定したのは40年以上経過してからである。中小企業・自営業の場合は、その客は特定地縁者といえる。問題が起これば1日たりともゆるがせにできないし、企業の存立に直結するのである。時にはフェース・ツウ・フェース(顔を突き合わせる)の関係にある人間同士としての責任問題も出てくる。またそれは企業と客との関係の問題だけでなく、企業内部の問題であっても例えば社長の人柄に問題があると風評を立てられただけでも商売に影響が出てくるのである。したがって、意識しているか否かは別にして、中小企業家や自営業者は全ての客に隣人のごとく振る舞い、誠実こそ商売の基本である事を旨としているのが普通である。中小企業・自営業といえども事業体である事に変わりはない。しかし、このように中小企業・自営業は生身の人間である社長自身と名実共に表裏一体になっている存在であり、生身の人間と同様な気遣いと対応を可能にする事と裏腹に、外部要因から受ける影響の強さも生身の人間と等しいとさえ言える。こうした点からも中小企業・自営業には、本来的・本質的に「三つの今日的課題」実現を希求する性向を持っているといえるのである。

そうした素朴で地道な努力に正当な報いが期待できる条件づくりだけではなく、地域にあって近隣の人々と人間らしく生き合う事に尊い価値のある事を幼年期から学ばせていく事などを含めて、思考様式や行動様式の総称という意味での「文化」も築いて行く事を、法律で確かにしていこうというのが中小企業憲章なのである。

## (2)「中小企業憲章」という呼称について

「中小企業憲章」は「中小企業」と冠されている事から、「憲章」の内容も、目指していることも、中小企業家階層の為のものと思われがちである。確かに、憲章に盛り込まれる事柄は、直接的には中小企業・自営業の振興や安定に関わる内容が主体となるが、目指しているのは、先ず大多数国民の「くらし」のより豊かな安定である。特に、現在の日本のように高度に工業化を果たし経済が成熟した段階にあって、その経済のもう一つの主要な柱を形成している大企業群から多国籍企業が輩出して、国内に空洞化が大きく生じ、雇用の縮少がくらしの安定を脅かしているところでは、新たな雇用の場の創出は最重要課題とすべき急務である。

その新たな雇用の場づくりの、素朴ながら最も着実な方法である既存の中小企業・自営業活性化と新たな誕生促進の支えとして、中小企業憲章の可及的速やかな実現が望まれるのである。このことから、中小企業憲章の最終的に目指すところとその役割が、大多数国民の「くらし」の安定にあるのが明らかとなる。同時に、既存中小企業・自営業の活性化と新たな誕生、そしてその潜在性の顕在化によって地球環境保全についても、資源の濫費を抑制する力にもつながっていく事はこれまでに述べてきた通りである。

それらは全人類の願望実現の道に沿うものであり、ひとり中小企業のためのものではない。しかしその入口を主体的に担い、その活性化によって「三つの今日的課題」の前進を展望していくという意味で「中小企業」が冠称としてつけられているのである。

したがって、「中小企業憲章」制定の意義は、中小企業・自営業の活性化と新たな中小企業・自営業の誕生を促進する事によって、大多数国民の「くらし」の安定を持続的に実現し、併せて「三つの今日的課題」の他の二つ「地球環境保全」と「有限資源節約型経済」を実現して行こうというところにある。

以上の説明でも明らかなように、「中小企業憲章」は、やがてその精神を受け継ぎながら、さらに、人類の生存と繁栄にとって望ましい地球環境や資源の維持方法などが盛り込まれ、国連総会決議によって制定されるべき「人類生存憲章」への一里塚として位置づけられるものである。また、そう位置づけ「人類生存憲章」への展望とその有力な推進勢力であるべきアジアの礎石としての自負と誇りを持って、「中小企業憲章」に取り組む事が期待されるのである。

## 2 中小企業憲章の人類史的意義

### (1) 1970年代以降の世界の趨勢

#### ①新自由主義の台頭と強まり

第二次大戦後、自由主義先進国の多くはケインズ主義と社会改良主義を主要な柱とし、おおむね順調な経済発展を実現しながら、併せて福祉の増進も実現してきた。その時期には、科学技術の発展や世界的な貿易の拡大が、市民生活の向上に直結していると特に日本では理解されていたと思われる。

しかし、60年代後半に至り自由主義先進諸国が財政の硬直化と共に経済運営に行き詰まり感が表面化し始める。そこへ1973年秋、第四次中東戦争が勃発し、いわゆる第一次オイルショックが惹起すると景気の後退・財政の更なる悪化を契機として世界は大きな変調の渦へ引き込まれていった。新自由主義の台頭である。変調の明確なターニングポイントを示すことになったのは、1979年のフリードマンの「選択の自由」刊行であり、同年イギリスに誕生したサッチャー首相の「金融ビッグバン」断行であり、翌80年にレーガン大統領が登場してマネタリズムを基調とした諸施策を実行したことであろう。

日本ではその2年後、中曽根内閣が誕生してその潮流に追随し、公営企業の民営化が始まった。その後日本では短命内閣があい次だが、基調は変ることなく小泉首相によってかつてない先鋭的な形での新自由主義的政策が進行して

いる。本来なら科学的裏づけや社会的公正など様々な観点からの「規制見直し」であるなら理屈も通るが、無用無益から無用有害な規制まで多々目に付くという庶民感情に付け込んだような「規制緩和」は、つまるところ国内のあらゆる分野段階での商売を外資を含めた多国籍企業の恣意に任せろという事になってしまっている。次に持ち出してきた構造改革とは、極論すれば聖域とされていたような公共事業も同様に多国籍大企業の恣意に任せろという事に他ならない。我々は研究者でも評論家でもない。まして政治家ではない。我々は産業人である。だから産業人として現実を冷静に観察し、社会的公正さで判断する。寧ろ残念ながらこの判断が的外れていないと思われるのは、与党内部からも反対者が大勢見られる事である。特に、地元後援会などから地域状況を良く把握していると思われる政治家にそういう方の多い事が我が意を得る。

いずれにしても、中曽根内閣に始まり今日に至る新自由主義的政策の進行により、バブル崩壊後は大企業の人員削減が半ば政府奨励策的に進められたのと、空洞化で仕事を失った中小製造業等の倒産・廃業の増加、大店舗法の改変による既存商店街での各種商店の廃業等が相次ぎ、曾ってない失業率が現出していることは周知の通りである。中小企業・自営業の廃業率は開業率を上回り、草の根経済の活力は著しく弱まり、政府統計が景気の回復を示しても、大方の中小企業・自営業そして一般市民にその実感がないという歴然たる事実が生まれている。その上、社会保険・介護保険等の負担が増加し、それにも関わらず受給率は下がるなどから「雇用・収入・老後」の三つの不安が絡み合い「閉塞感」を醸成するに至っている。

軽々に決定的な言い方は避けなければいけないが、1994年以降失業が増加の一途を辿る中で、1997年に発表された増税を含めた新自由主義的政策強化が、バブル崩壊後の社会が単なる不景気ではなく、社会のあり方そのものの方向変化

の助走と受け止められ、多くの国民の先行きに深い不安や動揺を与え、一部には苛立ちから捨て鉢な行動を醸成させることになっているのではないかと危惧される。それは、この97年と翌98年を境にして、自殺者や犯罪数に格段の増加が見られること等からも類推される。

厚生労働省「人口動態統計特殊報告」によれば、97年の自殺者は約23,500人、翌98年には一挙に31,755人となり、その後3万人台を微増の方向で推移している。また、警察庁「犯罪統計書」等の資料によれば、19歳以下の凶悪犯罪(殺人・強盗・強姦)が95年で人口千人当たり0.2人前後であったのが、97年にはその2倍近くになっている。20歳以上の成人では凶悪犯の激増は見られないが、強制わいせつ認知件数が96年の約5,000件から2001年には1万件と激増。厚生労働省のまとめによるいわゆるセクハラでは、都道府県労働局雇用均等室に持ち込まれた職場での問題件数は97年が2,534件、それが98年には7,019件、99年は9,451件にもなっている。

また、最も先進的技術といえるIT技術の進歩が、効率と利益至上主義を追求する新自由主義者によって更なる人員削減の手段として使われる一方、IT技術の進歩は従来考えられなかったような新手法の犯罪も多発させている。小さな段差や傾斜が不連続で続く地面を目標に向かって戦車などを無人自走させるためのセンサーの開発と、その前後左右に揺れながら自走する無人戦車などから、標的に正確に砲弾を打ち込めるセンサー開発のコンペが行われている。スポンサーはアメリカ国防総省である。言ってみれば無人で人殺しを行う装置である。アメリカが相当長期に亘って砂漠での戦争を予測している事を窺わせるものである。すぐ使い売り物になる研究と教育というのが新自由主義による大学改革の目玉であるが、大学はセンサー開発のコンペという形で参加し、開発された装置は兵器メーカーの新たな仕事になり、制圧した地域に埋もれている石油は石油メジャーの利権になっていく。

愁うるべき事は医療分野にも見られる。産科や臓器移植などの分野で、受精卵を男性大腸壁に着床させて出産させる技術開発とかクローン人間づくりが取り沙汰され、闇市場での臓器売買が囁かれるなど医療技術の進歩を悪用する黒い噂が絶えず、新自由主義的儲かるならなんでもありという悪い風潮の広がりや単なる杞憂とは言えなくなっている。

この間、「ベルリンの壁崩壊」があり、ソ連および東欧圏の社会主義政権崩壊があり、自由主義先進国での社会主義国対抗要件としての社会改良主義的政策の必要性希薄化もあって、アメリカをはじめとする主要先進国において新自由主義的政策がより先鋭的に促進され、我が国においても効率化や財政再建という大義名分のもとに新自由主義的政策に重点がおかれ、真の地域活性化や一般市民生活・福祉などが軽視されているとあって過言ではない。

こうした現実を見る時、現在失業中の人、凶悪事件をはじめ犯罪が顕著に増えてきた世の中に不安や憂いを抱いている人、標準レベルやそれ以下の所得者に対する増税や福祉の後退などで先行きに不安を感じている人達、そして実はもっともっと広範な普通の人達が技術進歩が直線的に人類の真の幸せにつながるものではないという疑問と不安を持ち始めているのではないか。この疑問と不安が、先に述べた雇用・収入・老後の「三つの不安」と重なり「閉塞感」を一層増幅させているのである。

## ②苦難が培ったヨーロッパの新潮流

資本主義経済は西ヨーロッパで誕生し成人した。アメリカは人も経済もそのヨーロッパを母として誕生した。今、そのアメリカは母なるヨーロッパから見ても、新自由主義を掲げ単一行動を取る「鬼子」と化し、極言すれば、人類の行く手に墓穴を掘っている。しかし、幸いにも母なるヨーロッパは市民感覚を熟成させ新たな歴史を歩み始めたと思われる。もちろん、アメリカでもヨーロッパの新しい潮流と軌を一にする動きがあることは、先行きに期待はできるもので

はある。

ヨーロッパはいわゆる市民社会の歴史を最も長く積み重ねてきている。そのヨーロッパは20世紀に入ってから2度の大戦に巻き込まれ、普通の市民がそれぞれのくらしの場を戦場として戦う悲惨な体験を余儀なくされた。その体験が原エネルギーであろうと思うが、恒久平和実現と安定したくらしの維持を模索する中で統一ヨーロッパ構想が形成されてきたと思われる。第二次大戦がナチズムによって引き起こされ、ヒトラーの勝手な構想で近隣諸国が巻き込まれた事を考えれば、一国だけの自衛主義や平和主義は心もとなく、より多くの国々や地域を平和の価値で連帯する事や、多様な意見や思想を広く民主主義的に議論する大切さから政党やメディアに複数主義を保証する重要性も浮かび上がった事だろう。また、西ヨーロッパに地域を限定しなければ、予想される拡大ヨーロッパには現に多民族がそれぞれの国を維持しており、それらを共同体として包含していく為には、単純に自民族や自国の文化をベストとして押し付けるのではなく、他文化を尊重しあう事が大切となる。地球環境を保全し、持続可能な経済と人間らしく生きることを相互に保証するためには、地球市民的な視点からの連帯が重視されねばならない。その立場に立てば、自由とは地球市民的連帯を前提とした範囲になり、アメリカの新自由主義者達が現に利益獲得の為にやりたい放題やってのけている資源の独占や濫費、環境破壊や汚染、他人の自由を奪う自由、極論すれば他人の命さえ奪う自由などというのは、非難され糾弾されるべき対象となる。

こうした体験に基づく議論と部分的実践を半世紀近く続けたEUは、2000年6月に「ヨーロッパ小企業憲章」を採択し、加盟各国の具体的執行を年次で確認しながら進行させている。

2004年5月には欧州連合憲法草案の起草機関「欧州コンベンション」から「欧州のための憲法を制定する条約案」(DRAFT TREATY ESTABLISHING A CONSTITUTION FOR

EUROPE「EU憲法草案」というべきもの)の最終案が欧州理事会委員長に提出された。

以下に注目すべき条文の一部をあげてみる。

## 「欧州のための憲法を制定する条約案」

### 第一部第一編

#### 第二条 欧州連合の価値

欧州連合は、人間の尊厳、自由、民主主義、平等、法の支配の尊重及び人間尊重などの価値に基づいて設立された。これらの価値は、複数主義、寛容、正義、連帯及び非差別の社会において加盟国に共通している。

#### 第三条 欧州連合の目的

- 1, 欧州連合の目的は、平和、その価値及びその市民の福祉を推進する事にある。
- 2, (省略)
- 3, (省略)
- 4, 欧州連合は、より広い世界との関係において、その価値と利益を推進する。欧州連合は、平和、安全、地球の持続的発展、人民の相互尊重、自由と公正貿易、貧困の根絶、人権特に子供たちの権利の保護、及び国連憲章の原則の尊重を含め、国際法の厳守と発展のために貢献する。
- 5, (省略)

第三条で下線を引いた部分「その価値」とは、第二条に盛り込まれた内容を指している。

そしてその第二条の言う価値「人間の尊厳、自由、民主主義、平等、法の支配の尊重及び人間尊重」とは、我が同友会の基本理念「自主・民主・連帯」の深い意味そのものであり、加盟国が前提とし、あり方の規範とする「複数主義、寛容、正義、連帯及び非差別の社会」とは、これまた「自主・民主・連帯」の精神に基づく同友会の運営規範そのものである事が理解される。

また第三条4項の内容は、本小論で掲げた「三つの今日的課題」の内容とほぼ合致する事、そしてこの「三つの今日的課題」が「自主・民主・連帯」の深い意味に立脚する真の人間尊重の視点からのものである事を考えると、EUの目指す

ものが我々同友会の目指すものと殆ど同一の方向のものであることが理解できる。

もう1点、このヨーロッパの新たな潮流から深く読み取り、重ねて我々自身が確認しておくべき事がある。時系列の上では「ヨーロッパ小企業憲章」が2000年、EU憲法草案提起が2004年と言う順序になっている。ヨーロッパ小企業憲章が採択され、加盟各国による諸分野の実行が積み重ねられ、そのプロセスを通じて憲法草案の内容が熟成していった。そう考えるのが自然であるし、当然そういうプロセスであったと思う。しかし、より深く読み取ろうとすれば、EU憲法が目指すべき理念と到達点のイメージが既に意思統一され、それを前提とした具体的第一歩がヨーロッパ小企業憲章の採択であったと考えるべきであろう。条文のほんの一部でしかないが既に見たように、EU憲法の理念が目指す具体的課題は「三つの今日的課題」の実現にほかならない。従って、ヨーロッパ小企業憲章が目指し実現していく諸分野の成果とは、「三つの今日的課題」実現に着実に近づくものとして議論されている筈である。

我々も「中小企業憲章」を議論し進めて行こうとする時、この点を十分わきまえている事が大切である。「中小企業憲章」制定運動が最終的に目指すのは、「三つの今日的課題」の実現にある。『「中小企業憲章」という呼称について』の項でも簡単に触れたように、「中小企業憲章」制定の意義は、中小企業・自営業の活性化と新たな中小企業・自営業の誕生を促進する事によって、大多数国民の「暮らし」の安定を持続的に実現し、併せて「三つの今日的課題」の他の二つ「地球環境保全と有限資源節約型経済」を実現して行こうというところにある。わが同友会も業者(経営者)団体である。その同友会という業者団体が提起し、先頭を切って進むけれどもこれは「業者運動」ではない。中小企業・自営業の活性化と繁栄を通じて「三つの今日的課題」の実現を確かにするための日本における「国民運動」であり、同時に世界にその輪を広げ、地球と人数の未来を確

かにするための「全人類運動」の一環なのである。この点を明確に意識し、到達すべき課題と問題意識をしっかりと維持していなければ、運動が業者のエゴに陥入ったり、矮小化し竜頭蛇尾に終る危険性があることを重ねて確認しておきたい。

いずれにしても、現在、グローバル・スタンダードと自ら僭称する新自由主義が、あたかも進歩の象徴であるかのように振る舞い、世界中をその渦に巻き込もうとしているが、新自由主義に巻き込まれたら行き着く先は地球と人類の墓穴であることをしっかりと認識しなければならない。

しかし、我々が真の日本経済の再生を目指し、その議論の中から金融アセスメント法、中小企業憲章と跡づけてきたように、ヨーロッパでも軌を一にする歴史が進み始めていることを確認できることは幸いであると同時に、同友会理念の正しさに一層確信を深めるものである。

## (2) 「中小企業憲章」制定の歴史的必然性

前述した経緯詳細について、より学問的に述べるには紙幅も筆者自身の能力も過小なので、以上のような趨勢の概略記述にとどめることとする。

ただ、それにはもう一つ理由のある事は明確にしておきたい。本小論の目的は、全ての人々の人間としての尊厳性を守り、地球環境保全を全うし、有限資源節約型社会を実現するためには、この事を基本精神とする「中小企業憲章」の制定は歴史の必然性ともいえること、及びその実現のための方向性と取り組み方について述べることを主要な課題としている。

したがって、人類存続のために最も前提的基盤である地球環境の保全を全うし、現在主要なエネルギー源である炭素系化石資源節約型社会づくりを促進しながら、人類が誕生以来求め続けてきた「生きる、暮らしを守る、人間らしく生きる」をより確かなものにし、且つ如何にその質を高めていくかという「三つの今日的課題」に対



して、新自由主義に基づく経済や政治のあり方がことごとく逆行するものであることを、具体的な現象で指摘するだけで十分と考える。それは、「三つの今日的課題」の実現を人類の進むべき正道とし、それに逆行するものを「反人類的」と呼称すれば、発展し成熟した資本主義経済に生まれながら、人間的倫理と連帯を驕慢にも放棄し無視する新自由主義は明らかに反人類的であり、その進行を阻止し、人類の求めるべき正道回帰に寄与する「中小企業憲章」実現は、人類にとって「歴史の必然性」と位置づけるに十分と考えるからである。

言い換えれば、1970年代後半から特に80年代に入って、高度に工業化を果たし成熟段階に到達した先進国において「ポスト工業化社会」を模索する時、その基準とすべきことは、その時点までに到達していた「生きる、くらしを守る、人間らしく生きる」のレベルを少なくとも後退させずに、地球環境保全と有限資源節約型経済を如何に前進させるかでなければならなかった筈である。しかし、現実はその三大課題全てが悪化の道を辿っており、その主要な根源となっているのが新自由主義を掲げる多国籍大企業同士の際限の無い企業間競争にあることは周知の通りである。

我々は日本の現状については日々肌身で知る事ができる。議論の余地は大いにあるものの二酸化炭素の削減や省エネに関してはまだしも、残念な事であるが、バブル崩壊以後の日本は「生きる、くらしを守る、人間らしく生きる」のレベルは明らかに低下している。2005年度以降は増税や社会保険・介護保険などの増額で更に可処分所得の低下が予測され、それはこうした経済のあり方が是正されない限り「生きる、くらしを守る、人間らしく生きる」のレベルが一層継続して低下して行く事を示唆するものである。これが景気変動による一時的な現象ではない事が、本質的な方向転換と是正を必要とする所以であり、新自由主義の克服と「三つの今日的課題」実現に向けての中小企業憲章制定は、人類の目指

す正道回帰への必然性である事を認識しなければならない。

### 3 中小企業家同友会が、「中小企業憲章」制定をめざす意義

#### (1) 中小企業家同友会が、「中小企業憲章」制定をめざすに至った経緯

～「憲章」制定運動を、なぜ同友会が担うのか～

(※この項は、紙数の関係で別発表とする)

#### (2) 第1の意義：日本の現状打破と民生重視の新しいポスト工業化社会づくりの先進的役割を担う

人類の基本的な願望は「生きる、くらしを守る、人間らしく生きる」を実現し維持したいということにある。日本は今、閉塞感に覆われていると言われている。主要な理由は、我が国が高度に工業化を果たし、その中核大企業の海外シフトによる空洞化やリストラ自由という風潮が進行した結果、基本的願望実現に大きな障害と将来不安が生じているからである。この障害と不安を取り除くためには、既存中小企業・自営業の活力を喚起し、同時に新たな中小企業・自営業の起業促進を可能にすることによって仕事と雇用の増大を図り、地方・地域の自律的な経済振興を促し、その集積としての日本経済の真の再生を実現させる以外に抜本的な対応策はない。その具体的諸施策の基本となるものが中小企業憲章である。

したがって、中小企業憲章制定は、日本が当面する問題解決の唯一の抜本策という意義と同時に、工業化成熟段階前後に必然的に実現すべき経済社会づくりの基本モデルという性格をも意味している。

この事は、今後類似の条件に当面するであろう発展途上国の産業・経済づくりに、実証的な先進事例を示す意義をも併せ持っている。

### (3) 第2の意義：「人類永遠の存続と繁栄」の道づくりに貢献する荣誉

基本的な願望である「生きる、くらしを守る、人間らしく生きる」を全ての人間に実現し維持しながら、「人類永遠の存続と繁栄」を可能にする諸条件を確立することが、現代人類の「究極の課題」になっている。特に焦眉の急を要するのは「地球環境の保全」と「有限資源節約経済の確立」であるが、現在、大企業の多くは一つには世界市場で競争せざるを得ないと云う規模の条件から、競争至上主義・利益第一主義なども表現される新自由主義の考え方を基本としており、「基本的な人間願望」も「究極の課題」も自律的に追求する立場に立つことを期待するのは難しい。

一方、中小企業家・自営業者は地域の一員として自らもそこで暮らし、営業もその地域に根ざしておりそれ故に、その地域の自然環境問題も暮らしの問題も、直接肌身に関わる問題であり、自衛の意味でも自律的かつ公正に追求すべき立場に置かれている。

言い換えれば、中小企業憲章を実現し地域の暮らしを確かにしながら、人類の究極の課題実現に貢献するという人類史上に輝く荣誉を担うことになる。

### (4) 第3の意義：同友会理念の普遍性を人類の究極課題の取り組みにまで高めた先進性

同友会運動は、企業の安定と発展を自助努力でという「業者運動」からスタートした。今、同友会理念の実践の集積が示す道筋として取り組む中小企業憲章とは、同友会理念「自主、民主、連帯」の深い意義であり、本来全ての人間にとって基本的で素朴な願望である「生きる、くらしを守る、人間らしく生きる」をより確かにする諸課題を、法の定める国民的課題に位置づけるためのものである。したがって、「憲章」制定運動は、同友会が先導の主体的一員となる「国民運動」であり、「人類の究極課題実現」という全地球的運動に重要な一步を踏み出す事でもある。これは同友会理念の普遍性を極めて高い現実的課題に

昇華させた先進的取り組みと位置づけられる。

## 4 真の日本経済再生と「憲章」の必要性

### (1) 世界の工業化進展

ここまでは空洞化の進展や新自由主義の影響による失業者の増大やくらしの悪化から、大多数国民のくらしをいかにして守り向上させるかの観点に立って、中小企業・自営業の活性化や新規起業の為の中小企業憲章の役割や必要性について述べてきた。実はもう一つ、中小企業憲章制定によって中小企業・自営業の活性化や新規起業を促さねばならない要因がある。世界の工業化進展の影響である。

周知の通り我が国は輸出立国という言葉が常用語になっているほどである。大企業の海外シフトが進んだ結果、空洞化が進んだとはいえ依然として工業製品の輸出比重は高い。そしていまだにIT技術を中心にコストダウンや下請に対する一方的な値下げ要求を通じて、輸出競争力を強めて輸出量の維持や拡大を志向している。国民一般も既成観念にとらわれているのだと思うが、値下げ要求が無理難題と思っても身を削って対応している。誰の得にもならない「時間、物、金」は省かれるべきである。従って、今後も省力化・省エネ・工程短縮など大いに進める必要がある。

しかし、それが工業製品、特に量産対象の中級耐久工業製品の輸出競争力を強めるためだけのものであったら、今後は考え直す必要があるだろう。

それは、世界の工業化進展の現状と近未来の状況推測から指摘できる事である。

佐和隆光が既に1997年に「日本の難問」（日本経済新聞社刊）で指摘している事である。それによると、1980年の世界総人口は44億2,500万人で、その内工業製品輸出国人口は26.7%の11億8,200万人であった。ちなみに、工業製品を輸出していた国及び地域・グループは、いわゆる西側先進国であるOECD加盟国、旧ソ連圏及びアジア

NIEsの3つである。それがOECDの試算によると2010年には総人口は約66億人に増大するが、工業製品輸出国人口は世界総人口の90%前後になるとされている。

単純な算術計算で言い換えれば、1980年には客3人に1人の売り手であったのが、2010年には客1人に売り手が9人になると言う事である。

こうした現状や予測数値から、我々は何を読み取り、何を考える必要があるのだろうか。

一つには、最も単純な答えであるが、今までとは比べようもない価格競争の激化である。

二つ目は、途上国としても少なくとも中級レベルの耐久工業製品ぐらいは自国で生産したいと考えるのは当然であり、抽象的な表現で言えば今後は技術レベルでの棲み分け生産が必要という事であろう。

三つ目は、棲み分け生産による世界輸送量の減少を意図すべき事である。原料や一次加工素材の輸送は止むを得ないとして、例えば日本を例にすると、数県に供給できる程度の工場に一次加工素材を輸送し、そこで加工組立した中級耐久製品をその数県の需要に対応させると、長距離輸送は激減する。それは、輸送手段に使われるガソリン等の減少につながる。即ち、省資源・省エネの推進であり地球温暖化の抑止につながる。この三つ目の問題は様々な意味で近未来の実現は難しいであろうが、やがて真剣に取り組まねばならない課題でもであろう。

ともあれ、真の日本経済再生を考える為には、我が国の常識であった輸出立国という考え方を総体量としても、質的内容としても見直さなければならぬ状況になっている。輸出について技術レベルという意味での質を問直す一方、国内で循環完結する産業を拡大していかなければならない。この国内循環完結型産業を考える時、食糧自給率をどうアップさせるかという点を重点にしながら、多様化していくニーズに応える多様なサービス産業の創出、様々な意味での地域資源を生かした地域独自の産業の創出などいろいろな事が考えられる。しかし、そのいず

れもが小規模か、その地域の自治体や複数または多数の地元中小企業・自営業を含む中規模事業である事が予想され、ここにもそれを可能とする条件として中小企業憲章、そして金融アクセスメント法確立などの裏づけが求められている。

## (2)空洞化と雇用の将来

若干の株価の戻りや従来景気指標に基づく政府発表とは異なり、我々の実感に基づく表現で言えば、バブル崩壊後の日本は、今尚、実質的長期不況から脱していない。その原因を見るに、リチャード・クーが指摘するように一面では確かにバランス・シート不況である事も否定できない。しかし、根っこにあるのは、空洞化にまつわる影響が最も大きい原因と推測される。

最近、高度技能対応や小回りその他から製造業の一部国内回帰が時折新聞紙面を飾る。しかし、こうした流れがより大きな時代の流れになるとは読みにくい。海外シフトしていった多国籍大企業の意図が変化しているからである。

知られているとおり、大企業海外シフトの主な当初理由は二つあった。一つは、低廉で大量の労働力確保である。もう一つは、日本以外の第三国からの輸出による対米輸出摩擦の回避である。カジュアルレベルの縫製品や雑貨類、惣菜用肉類の串差しなどの商品化に依然として人手のかかる一般食品などは依然として第1の利点が生きているが、多国籍大企業の目指すポイントは大きく変わったとみるべきであろう。

変化の最大のポイントは、ローカルニーズへの対応である。顔のない労働力が、顔のある消費者に変化したのである。中国が世界最大の生産拠点であると同時に、世界最大の市場になるといわれている所以である。こうなると進出企業はそのシェア確保が新たな目的に変化する。多国籍化ではアメリカの多国籍企業に遅れ、アメリカとの貿易摩擦にも配慮しなければならなかった日本企業の事情で言えばこうなる。言うまでもなく、アメリカ多国籍企業の代弁をしているアメリカ政府が世界中にもっともらしく

言っている民主化を基本にした「自由化」「規制緩和」とは、このようにしてその国の市場をアメリカ多国籍企業のために自由にさせろという事を意味している。

いずれにしても日本の多国籍企業の目的は大きく変化した。つまり、国内の空洞化をおもんばかる立場にはいなくなったという事である。したがって、大企業が削減した人員が回復する事はないと考えるべきである。しかも、多国籍大企業は今後も世界的大競争を続けなければならないから、IT技術の進展はそのまま更なる人員削減につながると考えて大差はないであろう。失業者を減らし、真っ当なくらしを作り出すのは中小企業・自営業の役割となるのである。

真の日本経済再生とは、単に上場株が値上がりしたり、生産拠点の過半数またはそれ近くを海外に展開する多国籍大企業の収益が大幅に増える事を以って示されたり評価されたりするものではない。繰り返し述べてきたように、それは大多数国民のくらしが心身ともに安定し豊かであるかどうかを示される。日本の現状から見て、失業者を減らし大多数国民の真っ当なくらしをつくりだすには、中小企業・自営業が中心とならねばならないとすれば、その前提となるのが中小企業・自営業の活性化であるのは自明である。まずその為にこそ中小企業憲章の確立が必要なのである。

### (3) 空洞化回復は地域自身の力で

多国籍企業の目的変化で判るように、日本から出ていった多国籍企業は今後も国内の空洞化解消には役に立たない。

それでは外国の多国籍企業が新たに大きな産業として日本で開業するであろうか。発展途上国のように産業のないところ、つまり雇用も所得もないところに開業し、新たに労働者をつくりだすからこそ新たに収入を得た消費者が誕生するのである。日本の場合、確かに失業者が新たに仕事につくという意味はあるけれども、全体としてみると既に一応の所得があり継続して

消費が循環して需要と供給がバランスしている状況であるから、新たな市場参入者は既に充足している需要の中に割り込むしかない。つまりし烈なシェア争いを展開しなければならない事になる。したがって、世界的に大量仕入れルートを確立し、しかも極度に人手を減らした販売方法のノウハウを持っている小売業などが地方地域に進出してくるとか、高額ブランド品あるいは専門分野で高度な技術や技術商品売り込もうという商社業務を主体とした企業が今後も進出してくる事は予想されるが、大量な労働力を必要とする産業が現れるという事は今のところ先ず考えるべきでないであろう。

したがって、地域の空洞化は、地域自身の手で回復していかなければならないのである。

筆者は、空洞化現象を遠くに見る山並みに「赤はげが生じている状況」と表現してきた。つまり、高度成長時代の日本の状況を遠景の山並みにたとえると、山並みは緑で埋まっていたのである。それが地方地域から大企業の工場が海外に消えていった事によりその部分の緑が失われ、赤土が露わになってあちらこちらに赤はげとして目に付くようになってきたのである。このイメージをそのまま使えば、空洞化を回復させるとは、赤はげ部分を緑に回復させる事である。赤はげは大企業の海外進出によって引き起こされたのである。それ故、それに懲りずいまだに企業誘致に身をやつすなどは愚かな事といわねばならない。大切なのは、その地域に根差した仕事づくりなのである。

小さな灌木で結構。あるいは草花でも名もない雑草でも結構。毎年花が咲き実もなり、緑を輝かせる大地に変える事が重要なのである。それを本気で、しかも粘り強くやれるのは、そこに生まれ、そこに育ち、そこをわが故郷と愛し、そこでくらしを立てている人達だけなのである。そういう意味では、空洞化の回復とは「緑化事業」であり、具体的には前述したようにその地域の人々の手による、その地域に根差す仕事づくりなのである。

中小企業憲章とは、その緑化事業の理念と方向を示し、且つ、緑化事業を継続して広げ育てるための具体的支えの役割を果たす母胎となる。緑化はその地域のくらしの向上や安定に寄与し、くらしの繁栄は更に緑を深いものにしていく筈である。

実は、近代日本はもっと大きな赤はげをつくり、しかし、僅か十数年という短期間でその赤はげを緑で埋めつくした経験を持っている。赤はげをつくった大失敗とは太平洋戦争であり、その時は全国いたるところ焼土と化し、名実共に赤はげだらけになった。それを短期間で緑に変えることができたのは、新憲法を制定し、第9条で戦争を放棄する事を世界に誓い、仕事づくり、くらしづくりに全国民が死力をつくしたからにはかならない。仕事づくり、くらしづくりを確かにするには平和こそ絶対的条件なのである。その為にも憲法第9条は、守らねばならない。この事は指摘にとどめ詳しくは別の機会を持つ事にする。

## 5 「憲章」学習運動と企業実践

～「憲章」の学習は空洞化克服の視点から～

中小企業憲章の必要性や人類史的観点からその制定の必然性について述べてきた事で、憲章の目的や内容がどうあるべきかの輪郭はつかめたかと思う。だが憲章の条文など具体的内容に踏み込む前に、更に「憲章」の必要性について身近な問題で確信を持つ事が大切である。自分自身の問題として捉える事が最も深く理解でき、同時に、より具体的で血の通った内容になるからである。

身近な問題とは、地域の活性化であり、その一員である自社の更なる活性化の課題である。

### (1) 地域活性化の基本課題

#### ① 地域のビジョンづくりと同友会づくり

地域と一言で言っても、それが県単位なのか、複数県にまたがる事なのか、もっと小さなエリ

アを指すのか、単なる広さではなく仕事やくらしの質量の集積を指すのか、目的や設定条件の違いなどによっていろいろ違いが出てくる。

ここでは領域は一応県単位を基本とし、その中にそれぞれ特色を持っている単一の市町村エリア、または複数の市町村のエリアを想定して、そこに仕事やくらしを如何に集積させていくかの二層の意味を指すものとする。それは同友会が県単位である事とその支部をイメージし、それぞれの役割や課題を明確にしなければならないと考えるからである。

地域の活性化を考える時、先ず大切な事は「どんな県(地域)にするのか、したいのか、しなければならないのか」を明確にする事である。もちろん、最初からベストなものが構想されるとは限らないし、状況やニーズの内容も時代と共に変化する可能性もある。

しかし、より多くのくらしを確立させ安定させるという最終目的は変わらない。その為には、その地域に適合する仕事づくりを中心に、住み良い街、くらし易い街、そして子供が心身ともに伸びのび育つ街づくりやそうした地域づくりの大切さを幼年期から継続して学び取らせる多様な教育のあり方などが大枠の課題である事は変わらない。その課題を前提に、それぞれの同友会が「豊かな産業と豊かなくらしに溢れる我が県」のビジョン策定に取り組まねばならない。

この作業は多面的なアプローチを必要とし、且つ多様な資料の収集から始めなければならないので非常に大変な作業となる。それをどう組み合わせ、どう判断し、いかなる結論を導き出すかも多様な知識や知恵を必要とする事になる。その過程で豊かな県勢づくりの促進条件、阻害条件など様々な事項が浮き彫りになってくる筈である。それらの具体的事項一つひとつが「憲章」内容の具体事項につながっていく。したがって、「憲章」の学習とは、憲章の条文を頭の中だけでこね回すのではなく、「三つの今日的課題」実現に向けて、我が県、我が町を豊かにしていく具体的条件の拾い出し作業に始まると認識すべ

きである。いずれにしても総じて膨大で難儀な作業となるだろう。だが、我が愛するふるさとづくりの思いを深めながらそれをやり抜かねばならない。結局、自社の発展と安定を確かにする道につながっているのである。

やりぬく為には、県や地域のビジョン策定と並行し又は先行して、より強大な同友会づくりが重要な課題である事を忘れてはならない。何故なら、中小企業憲章は「三つの今日的課題」実現のための重要なカギであり、その実現は歴史の必然性でもあるが、その様な自覚的認識を持っているのは我々同友会以外ではまだまだ少数と思われ、歴史の必然性を現実のものにするには、先進的自覚者として同友会がその原動力たるべきことを期待されているからである。課題が大きければ大きいほど同友会もまた大きくなければ、先導し、支え、励まし合う力が不足する。

言い換えれば、名実共に豊かな県勢を創り出すためには、名実共に強大な同友会づくりが表裏一体の課題であると考えることが大切ということになる。

## ②地域モデルとしての自社発展

地域の活性化を考える時、当然ながら地域の一員としての自社の活性化・発展を課題とすべきである。それは、経営者としてそれが本来の課題であること。もう一つは地域活性化の一翼を担う一員としてであり、さらには、「中小企業憲章」制定という極めて先進的な運動をリーダーとして担う企業が経営的に不安定では、主張する事自体が「負け犬の遠吠え」になりかねないからである。

自社の安定や発展を考え問題や課題を洗い出すと、それらは「企業内努力の対象」と「社会的努力の対象」の二つにとりあえず分類できる筈である。

「企業内努力の対象」とは、純然とした自社固有の問題であり、もっぱら自助努力で解決すべき事項や問題である。一般的に言えば、経営指針の主体となる経営理念の確立、営業内容、戦

略と戦術方針、技術・技能の向上も含めた人づくりなどであり、更には新分野や新商品・新技術の開発、社内志気の向上や財務体質の向上、さらに地域貢献なども挙げられるだろう。

「社会的努力の対象」となるのは、自社だけの努力ではどうにも解決のしようがない問題である。たとえば、法律や制度に不平等感や不合理性が認められたり、社会的風潮や認識に問題があったり、あるいは新分野への挑戦や協業化・共同化・ネットワーク化などを考える際のより望ましい条件の設定など、また、営業内容の認可や届け出等に関連し簡略化や逆により厳格になど「規制の見直し」についての要望も多い事だろう。各種税金の税率などにも要望はあろう。これ以上消費税率がアップしたら甚大な影響がでると予想されるだろうし、社会保険類の負担も限界を超えているとかの問題もあるだろう。事業に使用されている固定資産の相続税問題、既存商店街などの駐車場問題を含めたアクセスの改善が悩みの種になっている場合も予測される。金融問題も依然として大きな問題として抱えているのではないだろうか。これらの問題は、部分的に一社単独の努力で或程度前進可能なものもあるが、抜本的な解決や改善には世論を動かすなどのより大きな力が必要である。社会全体に呼びかけ、理解を得、共に力になってもらわねばならないという意味で社会的努力の対象というのである。

ここで留意しておかねばならないのは、自助努力の範疇に入る事項であっても、社会的努力によってより前進させる事ができる要素が多分にあるという点である。それらについては別の機会に述べることにするが、自助努力の成果をより真っ当に成果に結び付けるためには、常に自助努力と社会的努力が並行して進められる必要のある事だけは明記しておきたい。

以上の事を念頭に置き、「憲章」学習に取り掛かろう。

その第1歩は自社の活性化であり繁栄を実現することである。その為は何が問題なのか。何

を問題とすべきか。いずれにしても目標は、その地域でピカピカのモデル企業になることである。その為に前進を阻害する問題があるとすれば、どうすればその問題つまり障害の解消や軽減につながるのか、また、どういう条件があればより望ましい状況を実現できるのかを具体的に考えなければならない。問題が企業内努力の対象であれば、会内学習を強める事である。場合によっては類似の会員企業を探して全国学び歩くのも一つの方法である。また、問題が社会的努力の対象事項であれば、そうした問題や条件づくりの共通点や分野について議論しまとめる事である。問題がその地域特有のものであれば、県や市町村自治体に要望するとか、懇談会や研究会などを開催できるよう同友会として取り組まねばならない。また全国共通の問題であれば、国や国会等に働きかける事が必要であるが、それらの多くが「憲章」に盛り込まれるべき事項である筈である。

私達は業者であり経営者である。一刻もその任務と責任を忘れてはならない。しかし、ここまで述べてきた事で判るように、自社の発展と安定を確かにするために「必要な」具体的条件づくりや、その改善方向・方法を示すのが「憲章」であり、従って「憲章」制定運動は、自社をピカピカモデルにする為に会内学習と実践を強めるという意味でも、努力が正当な成果に結びつく条件づくりという意味でも、経営実践の一環である事を認識しなければならない。

## (2) 地域活性化の輪を広げる為に

(※この項は、紙数の関係で別発表とする)

- ① 新たな仕事づくり
- ② 仲間づくり
- ③ 新たな起業希望者への支援

## 6 同友会運動の課題と展望

### (1) 今日の努力を未来へつなぐ

今日生き抜かねば明日はない。だから、今直

面している問題がいかに困難で厳しいものであっても、何がなんでも生き抜く覚悟で全力を尽し経営にあたってきた。しかし実際、それだけではその思いを貫く事はできない事も学んできた。今日の問題解決だけの努力の連続であったら、明日は死の淵に追いやられるかもしれないのである。未来への展望を持ち、そこへの布石を今日の問題解決の努力と平行して進める事が、ある日突然奈落に突き落とされる事態を回避させる。これは経営者としての経験則である。

展望にはその先に目的なり目標の存在が込められている。この時の目的とか目標は、科学的論理性に裏付けられ、しかも社会性・人間性の観点からも総合的に容認されるものであり、尚且つ現状より質の高いものであるべき事は当然である。

「三つの今日の課題」実現に取り組む事は、人類の至上命題に展望を開く為のものである。

現状でいえば、中小企業・自営業の足下の課題とは、地域活性化の自覚的核としての自社の繁栄発展に全力を挙げることである。そして、その成果を継続して本物にするためには、その努力が「地域活性化の自覚的核」としての取り組みであることをキッチリ認識し、その先に「三つの今日の課題」の達成という展望が込められているかどうかにかかっている。

何故なら、「核」としての自覚に欠け、「三つの今日の課題」実現に対する使命感がなければ、一時自社の活性化を果たしたとしても、活性化の原動力が何にあったかの原則性が稀薄になったり、場合によってはその原則の起点が「自主・民主・連帯」であり、そこに立った「真の人間尊重」からの視点であったことさえ捨て去られると、やがて社員の活力は弱まり企業の勢いは消滅していく事になったりするからである。この点の重要性は、25年を越えた経営指針成文化運動実践の中で充分認識され実証もされている。

経営努力と同友会運動は車の両輪といわれて久しいが、実は一体のものであるというべきであろう。それは前述したことに余すことなく

示されている。しかも、単にそれを知るだけでは十分とはいえない。発信する側も受ける側も人であり、人の思いは1度受けただけのものであっては、どんなに強烈なものでも日々に変えるものなのである。その上、周囲の条件も日々変わる。したがって、我々は自社の実務についても、同友会運動に関しても絶えることなく学び続け、より深め、発信も受信もし続ける必要がある。そういう意味でも、同友会に結集し、今日の自分を点検し、確認し、深めていくことが明日の自社発展をより確かにする。そうしてこそ今日の努力が未来の展望につながり、未来の展望につながるからこそ自分自身も、社員も、企業そのものも一層活力に満ちてくるのである。

## (2) まとめ的に

中小企業家同友会が1957年4月、日本中小企業家同友会として東京で呱呱の声をあげてから本年(2005年)4月で満48年になる。そして、その翌月の5月には、秋田県中小企業家同友会誕生の準備が進んでおり、全国47都道府県全てに同友会の輪が確立される。

顧みれば、太平洋戦争の戦火で全国200以上の都市が焼け野原となり、住む家も最低生きる為の食料さえ確保できない状況の中で、我々中小企業家・自営業者の諸先輩は「この苦難を救うのは我々自身だ」と熱い思いを胸に立ち上がった。それは、我が中小企業家同友会の前身といわれる「全中協」が1947年創立時に掲げた綱領の中に「我等は従業員の人格を尊重し自主的に相協力して生産の推進ならびに相互の生活の安定向上を期す」と明文化している事でも明らかである。その思いを存分に発揮するために取り組んだ問題は金融・資材・電力・税など多岐にわたっている。もちろん、中小企業全般にわたる地位の向上を目指してはいたが、それは金融機関や大企業あるいは政治との関わりにおいて、平等な発言力を認めよという意味での地位の向上に力点があったと言える。取り上げた問題も、長年にわたる中小企業軽視政策が生み出した問

題や、全中協結成当時で言えば傾斜生産方式による経済政策が基本で、中小企業への金融・資材・電力などの供給は文字通り「三の次、四の次」でこの上もなく差別されたものであったから、総じて言えば、中小企業運動は中小企業家・自営業者による中小企業家・自営業者の為のものであったといえる。家族同然と思っている社員のくらしに思いを馳せていたという意味では、圧倒的多数者への立場に立っていたとはいえるが、端的な表現をすれば、やはり「業者による業者運動」であったということになる。

しかし、この48年に及ぶ運動実践を通して、1975年には、いわゆる「労使見解(中小企業における労使関係の見解)」<sup>3)</sup>に示される人と人との平等な立場に立つ労使のあり方について明確な基本を打ち出し、さらに基本理念「自主・民主・連帯」の深い意義に到達して、それが日常に活かされるべき事を明らかにしてきた。そして今、その深い意義の指し示す人類史的課題として「中小企業憲章」の実現という課題が玲瓏として姿を現したといえる。したがって、中小企業憲章への取り組みは、人類の存続と未来を確かにするための「同友会運動の体系化」を迫られている取り組みであり、中小企業憲章の学習運動で浮き彫りになる問題や課題は、改めて「国民運動」として、さらに「全人類の運動」として体系化され位置づけられるべきものと認識しなければならない。

中小企業憲章の最終の意義と目的は、繰り返し述べてきた様に「三つの今日的課題」の実現にある。その為のそれぞれの同友会としての任務は、そのそれぞれの都道府県をどんな地域にしていくのかの姿づくりと、それを主体的にリードする同友会づくりの二つのビジョンづくりとその実践にある。その中に支部などの個別の課題があり、出来ることからすぐさま実践に移して行くべき事は言うまでもない。

個々の会員はそうした課題に会の一員として役割を担いながら、一方で地域活性化の核として、また地域全体が目指すべきモデルとして、



自社を隆々とした企業に築きあげていく使命を持つことになる。

その使命を確実に前進させる支えとして、金融アセスメント法<sup>4)</sup>の実現が望まれ、中小企業憲章の制定が必要なのである。

言い換えれば、中小企業憲章の持つ最終的な意義と目的は、人類の基本的願望であり至上の命題である「三つの今日的課題」の実現にあると同時に、その実現運動のプロセスで具体的な促進の支えとして役割を果たすという二重の意味を持っていることになる。この点を深く認識し、究極的に人類を救う正道回帰に貢献する誇りと自負を持って、さらに邁進を呼びかけるものである。

1) 中小企業家同友会全国協議会 (<http://www.doyu.jp>) は、2003年の第35回定時総会で「中小企業憲章」制定をめざす運動に着手することを全国各地の

同友会に呼びかけ、2004年の第36回定時総会では「中小企業憲章」、「中小企業振興基本条例」制定に向けた大学学習運動に取り組む方針を掲げた。なお、本文では、中小企業家同友会を同友会、中小企業家同友会会員を会員と略す。

2) OECDの1996年勧告『中小企業;雇用、イノベーション、経済成長』では、経済成長について、EU 12カ国の1991年、1993年、1994年の三つの「2年ごとの期間」について、またEU 16カ国の1993年、1994年の二つの「2年ごとの期間」について、中小企業の売上高の伸び率が大企業の売上高の伸び率よりも大きければ大きいほど、「GDPの成長が次の年に高まる」ことを統計的に実証し、「これは、小企業が経済成長を進めるメカニズムであるか、あるいは、成長の独立した源泉—大企業によっては提供されない経済成長の源泉のどちらかであることを示す」ものであると指摘した(水津雄三著『21世紀経済と中小企業・女性事業家』森山書店)。

3) 『人を生かす経営』(中小企業家同友会全国協議会) p.3-11 所収

4) 金融アセスメント法(地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律)—金融機関の地域貢献度及び物的担保・個人保証等によらない中小企業への融資努力を評価し公表する制度。

